

はじめに



文化は、私達の生活に潤いを与えてくれるだけではなく、その活動は、人と人をつなぐための地域交流や、まちづくりへとつなげる役割もあり、市の発展のために必要不可欠なものです。

摂津市では、市民の皆様とともに、総合的な文化施策を推し進めるために、平成 18 年 4 月に「摂津市文化振興条例」を制定し、同条例の理念を具体化するため、平成 20 年 3 月に「第 1 期摂津市文化振興計画」を策定し、市民の皆様と様々な文化振興施策に取り組んでまいりました。

この度、第 1 期計画が目標年次を迎えるにあたり、この 10 年間の社会情勢等の変化を踏まえ、これまでの成果と課題を整理し、平成 34 年度までの 5 年間の本市の新たな文化振興の指針となる「第 2 期摂津市文化振興計画」を策定いたしました。

この第 2 期計画では、文化活動を活かしたまちづくりを目指し、市民の皆様がそれぞれに文化活動を楽しみ、相互に交流や連携を図ることができる環境づくりに向けて、取り組むべき文化施策を盛り込んでいます。

「手づくり文化を育み、楽しむために、市民みんなが交流するまち」を 5 年後に目指す姿とし、市民の皆様とともに、各施策の推進を図ってまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、摂津市文化振興計画推進審議会委員の皆様をはじめ、市民・団体の方々から貴重なご意見をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月

摂津市長 森山 一正

目 次

第 1 章 文化振興計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画策定の基本的な考え方	1
3 計画の目標年次	2
第 2 章 文化振興の現状と課題	3
1 文化振興を取り巻く社会動向	3
2 第 1 期摂津市文化振興計画の振り返り（成果と課題）	5
3 文化振興に対する市民・団体意識（現状と課題）	8
4 文化振興の課題	15
第 3 章 文化振興の目指す姿・目標と戦略	18
1 目指す姿（中長期的な都市像）	18
2 5年後の目標	19
3 目標達成に向けた戦略	20
4 第 2 期計画の方向性	21
第 4 章 文化振興計画の具体的な取組み	22
基本目標 1 あらゆる市民が文化に親しみ、地域の特性、資源を活かした 取組みを推進する	22
基本目標 2 次代の文化を担う人材育成と活動を支援する	26
基本目標 3 市民参画による文化振興を図り、環境整備に努める	29
第 5 章 文化振興施策の進行管理と評価	31
1 施策の進行管理	31
2 施策の評価	31
3 推進体制	31
関係資料	32
1 摂津市文化振興計画推進審議会委員名簿	32
2 策定の経過	33
3 摂津市文化振興条例	34

第1章 文化振興計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

文化は、個人の生活に感動や喜びをもたらすだけでなく、人と人とが触れ合い、交流する中から新しいまちづくりへとつながることも期待されており、それぞれの地域の特性に応じて幅広い住民の文化活動への支援を通じた文化の裾野（すその）の拡大、充実などが求められています。

そのようなことから、本市では、文化の振興に関し、心豊かで潤いのある市民生活を実現し、活力ある地域社会の発展に寄与することを目的として、基本理念を定め、市の責務や市民等の役割を明らかにし、市民の手づくり文化の推進を図るため、平成18年4月に「摂津市文化振興条例」を施行しました。

同条例に基づき、平成20年3月に文化の振興に関する総合的かつ計画的な推進を図る「第1期摂津市文化振興計画」を策定し、「水の文化をつなぐまち 摂津」を本市の都市像として文化施策の推進に取り組んできました。

そのような中、平成30年3月に計画期間が終了し、文化を取り巻く社会状況の変化により、文化の果たす役割がまちづくり、教育、福祉、国際交流などの分野との連携に期待が高まってきていることから、「第2期摂津市文化振興計画」を策定します。

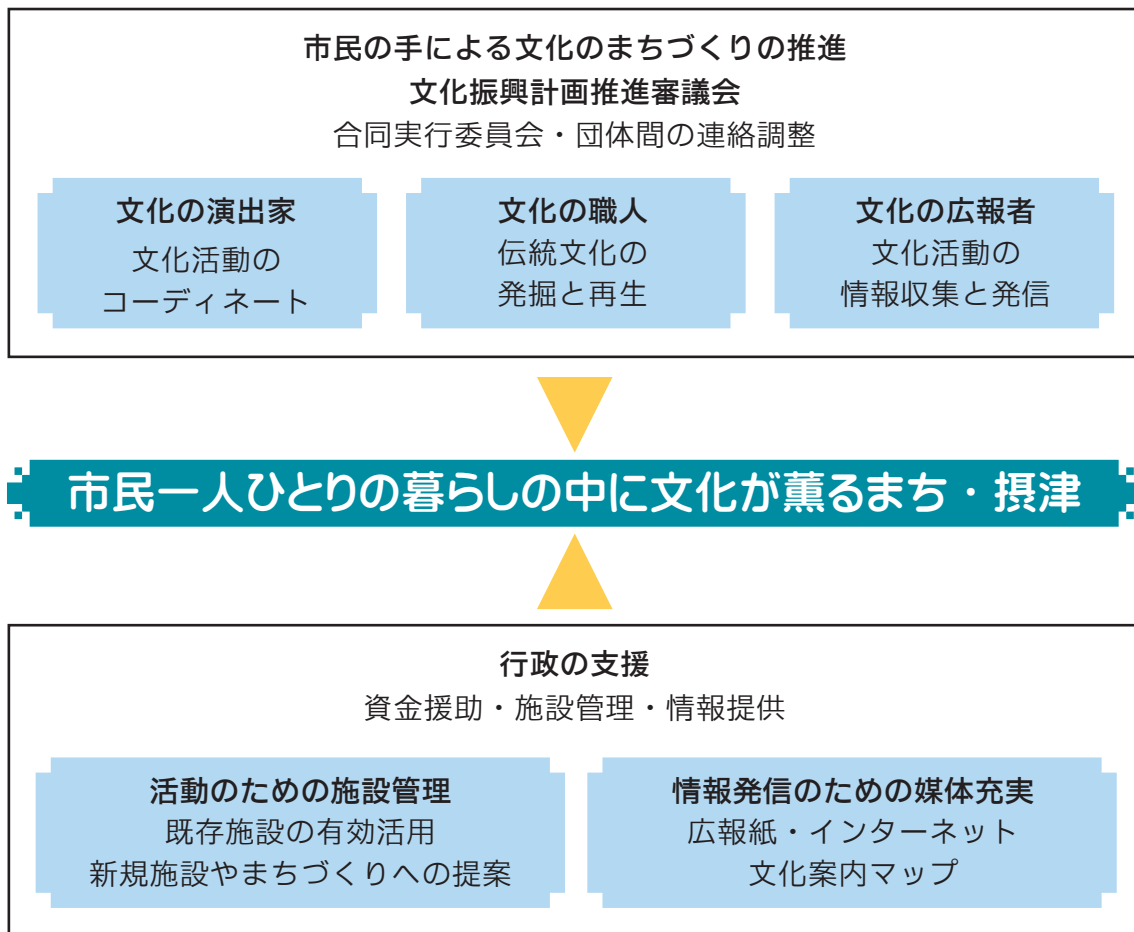
今回の計画は、第1期計画で掲げた基本的な考え方を継承するとともに新しい社会状況の変化を踏まえた内容とし、文化施策の推進に取り組みます。

2 計画策定の基本的な考え方

条例では、基本理念として、①市民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造できるような環境の整備を図ること、②市民一人ひとりの自主性、創造性が尊重されなければならないこと、③市民や事業者等の活動を支援するとともに人材の育成が図られなければならないことの3点を定めています。この基本理念を踏まえて、文化振興計画の基本的な考え方を次のように考えます。

- (1) 文化は、日々の暮らしの中から生み出され、生活に潤いをもたらし、心の豊かさを与えてくれます。地域から市民文化を築き、市民のだれもがその恩恵を享受できる環境づくりが何よりも大切です。
- (2) 文化は、市民の自主的で自由な活動から生み出され、その成果が多くの人たちに共感されることで、新たな価値が生まれます。同時に、文化を振興していくためには、豊富な情報の収集や発信と共有化が不可欠となります。
- (3) 文化は、個人や団体の活動が地域の人々に支えられることにより、地域の絆を強め、生き生きとしたまちづくりへと発展することに寄与します。

●市民による文化振興のイメージ図●



3 計画の目標年次

「第1期摂津市文化振興計画」では、平成20年度～平成29年度までの10年間を計画期間としていましたが、近年では社会経済情勢の変化が激しく、また、他の行政分野の計画や本市施策の展開との整合性を図りながら文化行政を推進する必要があります。そこで「第2期摂津市文化振興計画」では、平成30（2018）年度～平成34（2022）年度までの5年間を計画期間とするとともに、必要に応じて計画を見直すことにします。

計画期間 平成30（2018）年度～平成34（2022）年度

第2章 文化振興の現状と課題

1 文化振興を取り巻く社会動向

国や大阪府、本市における文化の役割がこの10年間で変化しています。

(1) 国の動向 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術の振興に向けた基本理念を示すとともに、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。また、地方公共団体の責務として「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施すること」が明文化されました。

その後、平成23年2月に、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」、平成27年5月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる―（第4次基本方針）」を閣議決定し、こうした流れを受けて、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術の振興にとどまらず、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する目的で、平成29年6月には「文化芸術基本法」が改正されました。

こうした文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府はこれまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり、新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとされました。「文化芸術基本法」では、地方公共団体の策定する地方文化芸術推進基本計画においては、国の計画を参考にして策定することが法律上努力義務として明記されました。

「文化芸術推進基本計画（第1期）」は、計画期間を平成30（2018）年度～平成34（2022）年度の5年間として策定されています。

(2) 大阪府の動向 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成17年4月に「大阪府文化振興条例」を施行し、その理念を具現化するため、翌年3月に「おおさか文化プラン（第1次大阪府文化振興計画）」が策定されました。このプランは、「大阪文化の再発見と情報発信」「新たな文化創造のための土壌づくり」の2つを施策の方向の柱としています。この計画が目指す将来像として「文化自由都市、大阪」を目指すとされています。その後、同条例に基づき、平成28年11月に「第4次大阪府文化振興計画」が策定されました。計画期間は平成28年度～平成32年度までの5年間とされています。

また、推進に向けての大阪府の果たす役割として、「広域自治体としての役割」を挙げています。府内市町村や民間に対して情報提供やアドバイスを行うなど広域自治体として総合調整の役割を果たすとされています。

(3) 摂津市の動向 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成 28 年 11 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えた本市は、「第 1 期摂津市文化振興計画」が策定された平成 20 年 3 月からの 10 年間で、まちづくりの施策をはじめ大きく環境が変化しました。

【まちづくり】

平成 22 年 3 月に阪急摂津市駅が開業し、南千里丘まちびらきによって、環境や景観に配慮したまちが誕生しました。

平成 28 年には吹田操車場跡地に北大阪健康医療都市（健都）が誕生し、千里丘新町のまちびらきによって、健康・医療のまちづくりを進めています。

【文化関連施設】

平成 22 年 7 月に阪急摂津市駅前にコミュニティプラザが開館し、市民の文化・交流活動の場として利用されています。

平成 28 年 6 月に千里丘公民館がエレベーター設置等改修工事を経てリニューアルオープンしました。同年 11 月には市民文化ホールが耐震改修工事を経て、愛称「くすのきホール」としてリニューアルオープンしました。同年 12 月には別府地域に新たな市民の文化・交流活動の場として、別府コミュニティセンターが開館しました。

【文化芸術活動】

平成 28 年に市制施行 50 周年を迎え、市民や事業所の方々と一緒に祝い、盛り上げていく目的で「市民・事業者企画事業」や「協賛事業」、「市企画事業」で 50 周年記念事業を実施しました。

《 本市 10 年の主な動き 》

年	主な動き
平成 20 年	第 1 期摂津市文化振興計画策定
	摂津市文化振興市民会議の設置
平成 22 年	南千里丘まちびらき
	阪急摂津市駅開業
	コミュニティプラザ開館
平成 28 年	健都誕生・千里丘新町まちびらき
	千里丘公民館リニューアルオープン
	市制施行 50 周年
	市民文化ホールリニューアルオープン
	別府コミュニティセンター開館
平成 29 年	摂津市文化振興計画推進審議会の設置

2 第1期摂津市文化振興計画の振り返り（成果と課題）

「第1期摂津市文化振興計画」において、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携し協働して本市の文化を振興していくために位置付けた6つの柱における成果と課題について振り返ります。

（1）文化芸術活動の活性化 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

本市では、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るため、摂津音楽祭（リトルカメリアコンクール）、市民芸能文化祭、市美術展、市吹奏楽祭等を開催したほか、ちびっこ劇団「ひなどり」を組織し、演劇活動を支援しました。また、優れた文化芸術活動の実践者が青少年に夢や感動を与える講義やワークショップを開催しました。

誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及をめざし、平成23年度に摂津市総合型地域スポーツクラブ「せつつブルーウィングス」が発足したほか、平成20年度に摂津市独自の健康体操 摂津みんなで体操三部作（平成29年度に四部作）「わくわくやる気体操」を作成し、地区市民体育祭等で多くの市民に親しまれています。

文化関係施設の整備として、平成22年度にコミュニティプラザの開館、平成28年度に市民文化ホールのリニューアル、別府コミュニティセンターの開館等を行いました。

また、文化活動を支える環境の整備充実を図るため、市民の公共施設の利用申し込みの利便性を図る目的で平成23年度から各体育館、グラウンド、コミュニティプラザ等においてインターネット予約システムを運用しました。



摂津音楽祭
（リトルカメリアコンクール）



市美術展

（２）人材の育成 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

次代を担う人材の育成を図るため、学校において子どもたちが文字・活字に親しむ機会として、平成 22 年度から全小中学校で朝の読書活動や読書タイムを設定したほか、全小中学校へ学校読書活動推進サポーターを配置し、図書室の開室時間を拡大しました。また、青少年を対象とした事業として、摂津市ちびっこ劇団「ひなどり」への活動支援として演劇発表会の開催や、市美術展開催時にこども一日芸術体験教室や摂津音楽祭本選出場者が小中学校でミニコンサートを開催する等の文化に触れる機会の提供を行いました。

各文化関係団体の自主的主体的な活動の支援を図るため、「ふるさと摂津講座」、「ふるさと摂津案内人養成講座」や「せっつ生涯学習大学」を開催し、人材養成に取り組みましたが、講座修了生が中心となって開催する事業への支援方法について検討する必要があります。

（３）文化交流活動の促進 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

文化交流活動の活性化を図るため、摂津市国際交流協会と連携を図りながら、友好都市である中国・蚌埠（バンブー）市、オーストラリア・バンダバーグ市との交流を行いました。また、市内在住の外国人との交流活動として、日本語教室やクッキング教室、交流パーティーなどを開催しました。

市内文化関係団体の交流の活性化を図るため、平成 28 年度から「生涯学習市民の集い」で文化関係団体等が活動内容の発表、各団体が抱える問題点の検討など、情報交換や交流を行いました。また、平成 20 年度に設置した「文化振興市民会議」を引き継いだ「文化振興計画推進審議会」（平成 29 年度設置）では、「第 2 期摂津市文化振興計画」の策定に向け、文化関係団体が活発な意見交換を行いました。

一方で、淀川流域市町との交流については、関係自治体間の調整やテーマ設定の課題などから具体的な検討には至っていません。

（４）文化活動情報の収集発信と共有化 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

文化情報の収集と発信情報の充実を図るため、市ホームページへの掲載のほか平成 22 年度から秋の文化関係イベント等の情報を関係団体等から収集した「セッピィイベントガイド」を大阪人間科学大学の学生及び公募による編集委員により発行しました。

また、市民・団体等の情報の共有化を図るための組織として「文化振興市民会議（文化振興計画推進審議会）」を設置し、意見交換や情報交換の場となっています。しかし、文化関係団体間の連絡体制づくりや各団体が所有する資材、衣装等のバンクづくりは管理運営面の課題もあり、実現に至っていません。

（５）文化財・伝統文化の保存と継承活動への支援 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

文化財の保存と継承を図る目的で、平成 22 年度に「摂津市文化財保護条例」を施行し、条例に基づき、平成 23 年度に本市の有形文化財として「摂津市立第 6 集会所（旧一津屋公会堂）」と「明和池遺跡出土の土馬」を指定しました。また、平成 23 年度から発掘された埋蔵文化財や、市内で使われていた民具・農具等を、鳥飼小学校横の文化財保存倉庫において保管し、必要に応じて展示・公開をしています。

また、文化財に触れる機会として、明和池遺跡の発掘現場の現地説明会や市役所ロビー、公民館等で明和池遺跡出土遺物展示会を実施しました。

文化財講座として、「ふるさと摂津講座」や「ふるさと摂津案内人養成講座」を開催し、ふるさと摂津を身近に考えてもらう機会、ふるさと摂津を広く発信していたく人材の養成を行いました。

後世に郷土の歴史を継承するため、平成 23 年度に市史編纂委員会を立ち上げ、平成 26 年度には近代教育史料を掲載した「新修摂津市史 史料と研究」創刊号を発行し、古代の災害についての講演会を開催しました。

平成 28 年度には古代・中世史料の集中調査の実施や「50 周年記念誌摂津市の歴史」を発行しました。

（６）市民の参画による文化振興推進体制づくり ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

文化振興に関する意見交換、情報交換の場である「文化振興市民会議（文化振興計画推進審議会）」には、学識経験者はじめ市内文化関係団体の参画を得ています。

今後も、幅広い視点で摂津の文化振興を図るためにも文化振興計画推進審議会に加え、庁内関係各課で構成する文化振興推進委員会を両輪として推進体制を図っていく必要があります。



摂津市立第 6 集会所（旧一津屋公会堂）

3 文化振興に対する市民・団体意識（現状と課題）

今回、市民・団体の文化に関する現状や課題、今後の本市の文化施策に対する期待や意向を把握することを目的とし、意識調査を実施しました。

調査概要

1. 市民意識調査

- ・対象 摂津市民 1,500 件（摂津市在住の 18 歳以上 90 歳未満の男女／年代別・性別・小学校区別の抽出数を配分）
- ・時期 平成 29 年 8 月 3 日～ 18 日
- ・方法 郵送による発送・回収
- ・回答 有効回答数 613 件、有効回答率 40.9%
- ・調査項目
 - ① 文化芸術鑑賞について
 - ② 文化芸術活動について
 - ③ 文化芸術鑑賞・活動環境について
 - ④ 文化芸術に関する援助活動（ボランティア活動）について
 - ⑤ 文化芸術のまちづくりについて
 - ⑥ 基本属性

2. 団体意識調査

- ・対象 市内で活動する文化関係団体のうち、市が抽出した 96 件
- ・時期 平成 29 年 8 月 3 日～ 18 日
- ・方法 郵送による発送・回収
- ・回答 有効回答数 62 件、有効回答率 64.6%
- ・調査項目
 - ① 団体の基本情報
 - ② 活動の文化施設について
 - ③ 課題と取組みについて
 - ④ 行政に期待することについて

3. 団体ヒアリング調査

- ・対象 文化振興計画推進審議会委員の所属する文化関係団体、および摂津市が選定した市内で活躍する文化関係団体 計 12 団体
- ・時期 平成 29 年 12 月 15 日～平成 30 年 1 月 29 日
- ・方法 市役所内にてグループ形式によるインタビュー
- ・調査項目
 - ① 団体の概要
 - ② 団体の抱える問題点・課題
 - ③ 今後の方向性（今後実施したい事業等）
 - ④ 行政に期待する支援・役割

この意識調査の結果から、市民及び団体の方の文化に関する現状と現状から見える課題について、次のとおりまとめました。

(1) 市民意識調査 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

①市民の文化芸術の鑑賞や活動に関する状況について

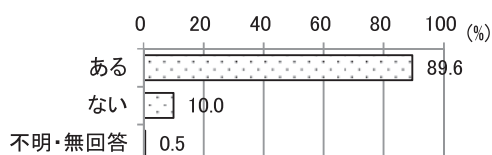
【調査結果】

- 過去1年間に90%の方が文化芸術を鑑賞した経験があります。自宅では音楽・メディア芸術・演芸、文化施設では美術・メディア芸術・音楽を鑑賞されています。
- 鑑賞した地域は大阪市が31%で最も多く、摂津市は25%で、鑑賞した施設は、市民文化ホールとコミュニティプラザが中心です。
- 文化施設等の情報入手方法は友人等からが27%と最も多くなっています。文化施設等で鑑賞しなかった理由は「興味のある催し物が少ないから」が最も多くなっています。
- 過去1年間に41%の方が文化芸術の活動経験があり、活動内容はカラオケ・音楽・美術・歴史的建造物・文化財などです。
- 活動した地域は摂津市が33%で最も多く、続いて近隣市が22%となっています。
- 活動理由は「友人等のすすめ」が25%で最も多く、活動しない理由は「関心がない」、「時間がとれない（子育て・介護以外）」などです。
- 「興味のある催し物が少ない」ため鑑賞しないが、市に対しては「文化芸術に親しむ機会の拡充」、文化施設に対しては「市民が文化芸術に触れる機会充実の場」を求める声が多くなっています。

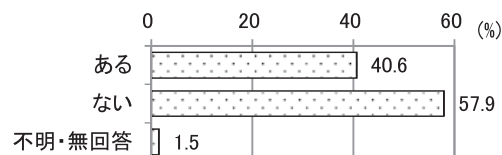
【計画策定の視点】

- 各世代で鑑賞・活動するジャンル・内容など求められる文化芸術に対応した丁寧な対応が求められます。
- 世代別の情報入手方法に対応した丁寧な対策が必要と考えられます。
- 若い世代を中心に市外で文化芸術鑑賞・活動に取り組む実態があります。一方、高齢者等を中心に市内で鑑賞・活動しており、コミュニティプラザの人气が高くなっています。

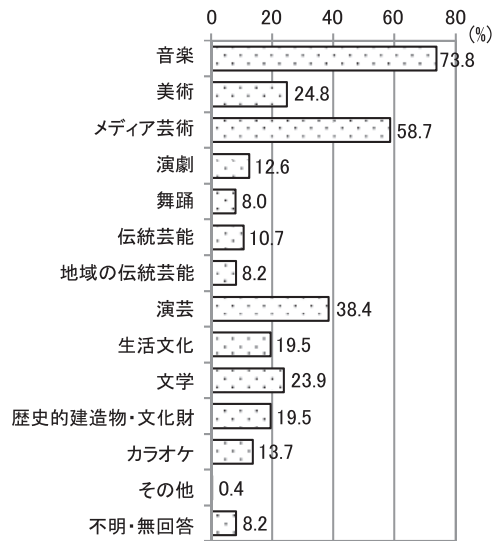
◆ 過去1年間の文化芸術鑑賞の有無



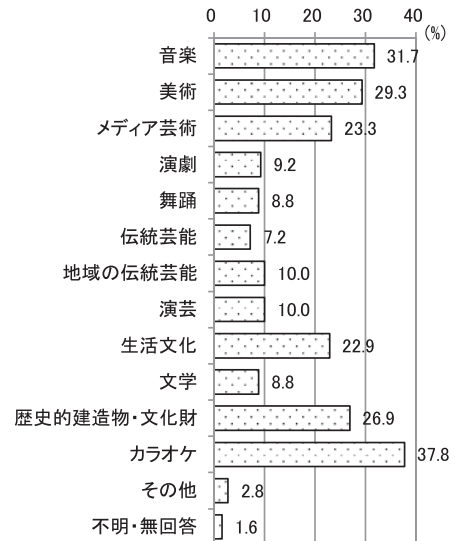
◆ 過去1年間の文化芸術活動の有無



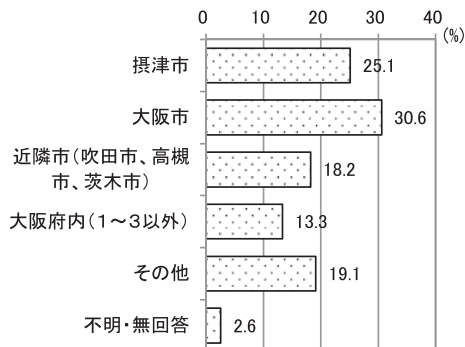
◆鑑賞した文化芸術のジャンル・内容



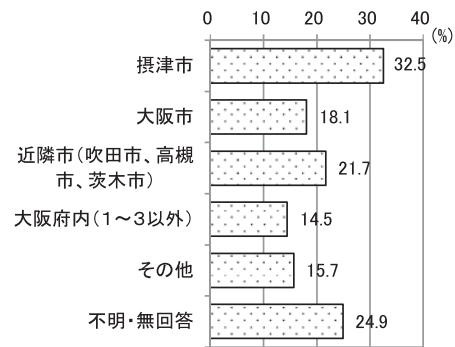
◆活動した文化芸術のジャンル・内容



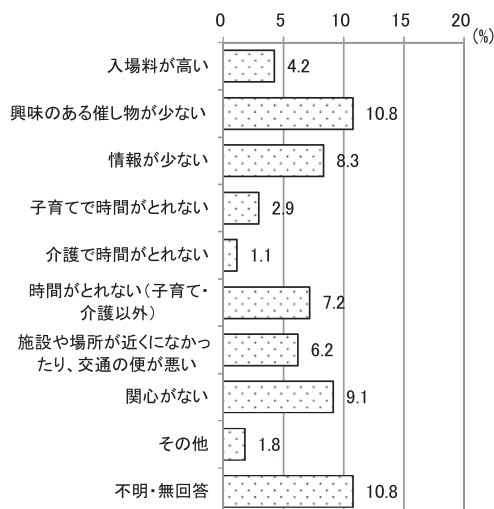
◆鑑賞した地域



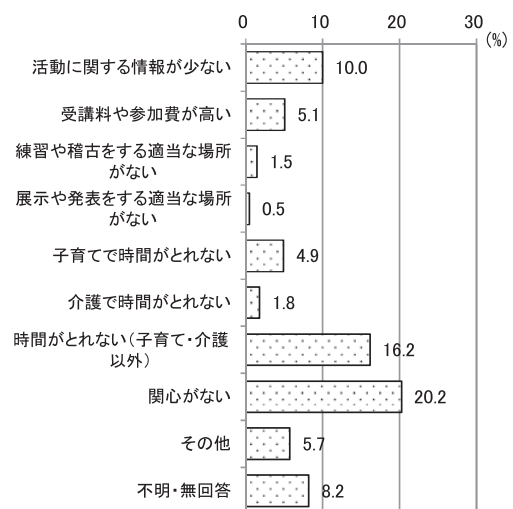
◆活動した地域



◆文化施設等での鑑賞をしなかった理由



◆文化芸術活動をしなかった理由



②文化芸術に関するボランティア活動について

【調査結果】

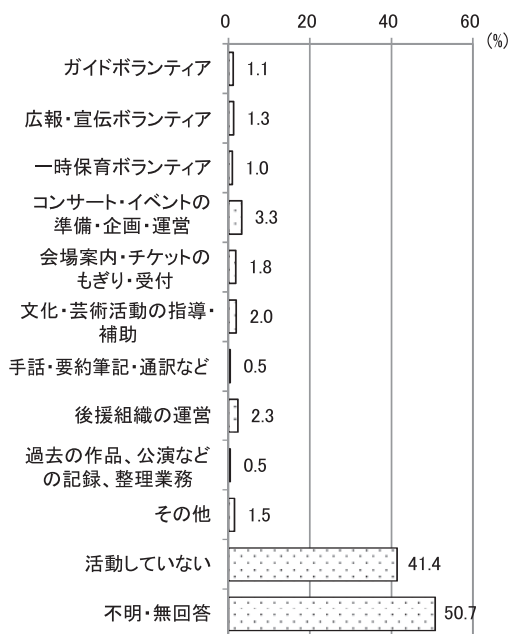
○過去１年間にを行った文化芸術に関するボランティア活動として、コンサート・イベントの準備・企画・運営、文化・芸術活動の指導・補助が行われている一方で「活動していない」と回答した割合が４１％となっています。

○今後行いたいボランティア活動は、「コンサート・イベントの準備・企画・運営」「一時保育ボランティア」となっている一方で、不明・無回答が７５％と多くなっています。

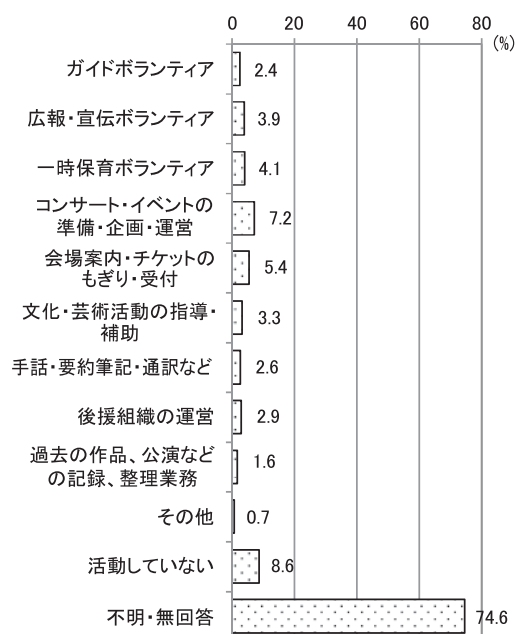
【計画策定の視点】

○鑑賞・活動する人の多さに比べて、ボランティア活動を通じて文化芸術を支える人が少ない実態があります。本市の文化芸術活動を市民主体で担う意識醸成が求められます。

◆ 過去１年間の文化芸術に関するボランティア活動の有無



◆ 今後行いたい文化芸術に関するボランティア活動



③本市の文化振興の方向性について

【調査結果】

○文化芸術鑑賞の重要度を認識している人は84%、参加・体験の重要度を認識している人は75%となっています。

○摂津市にふさわしい将来像や、市が力を入れるべき文化芸術振興策として、「スポーツ活動や健康づくり」「文化芸術に親しむ機会づくり」「子どもや青少年の育成」を求める声が多くなっています。

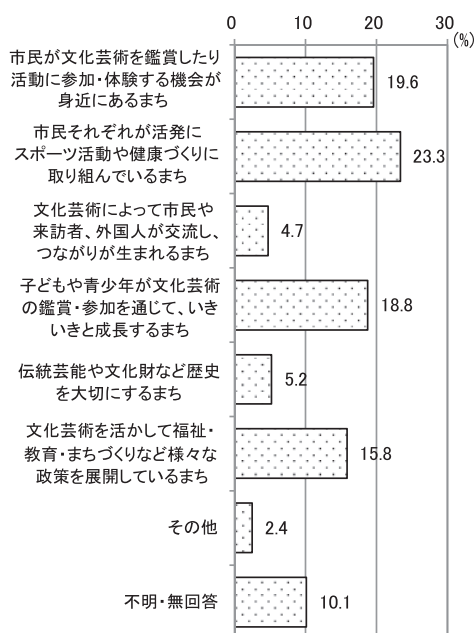
【計画策定の視点】

○「スポーツ活動や健康づくり」につながる取組みであれば、市民が参加する可能性が高いことから、そのような要素を含めた活動をしていくことが大切です。

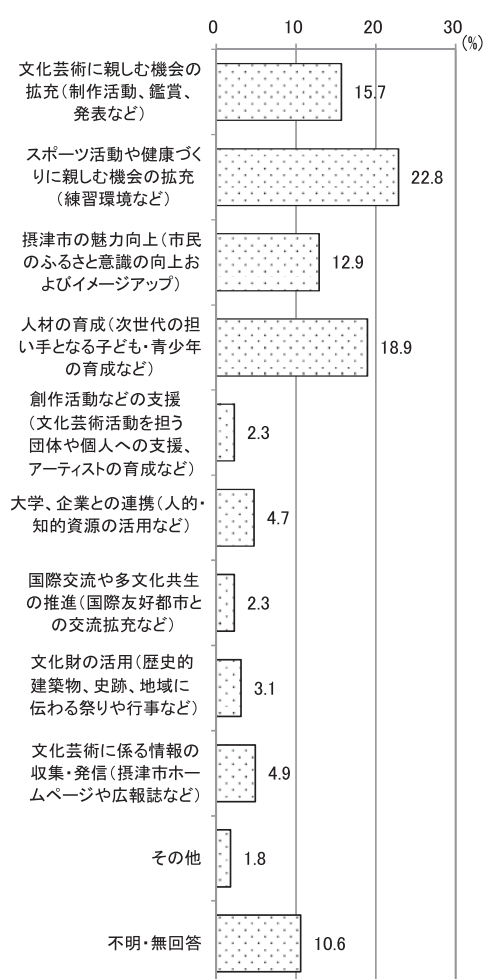
○文化芸術の重要度を認識し、機会づくりを求める声が多いことから、市民が参加しやすい（敷居の低い）文化芸術の取組みを実施することが大切です。

○「子どもや青少年の育成」に対する思いが強いことから、子どもや青少年を取り巻く大人や高齢者が一緒になって、次世代の担い手を育てることが大切です。

◆ 摂津市にふさわしい将来像



◆ 市が力を入れるべき文化芸術振興策



(2) 団体意識調査 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【団体概要】

○40年以上活動している団体が21%と最も多く、会員数は、20名未満が57%で最も多くなっていますが、ピーク時に比べると会員数が減少しています。また、団体会員の高齢化も進んでおり、会員の平均年齢は「60歳代」「70歳代」が中心となっています。

【練習・発表の実態】

○練習や創作活動で利用している施設はコミュニティプラザが58%と最も多く、市民文化ホールや各公民館でも多く活動されています。また、練習頻度は月2～3回が24%と最も多くなっています。

○活動成果の発表施設はコミュニティプラザが73%、市民文化ホール46%の順で発表頻度は年3～5回が45%と最も多くなっています。

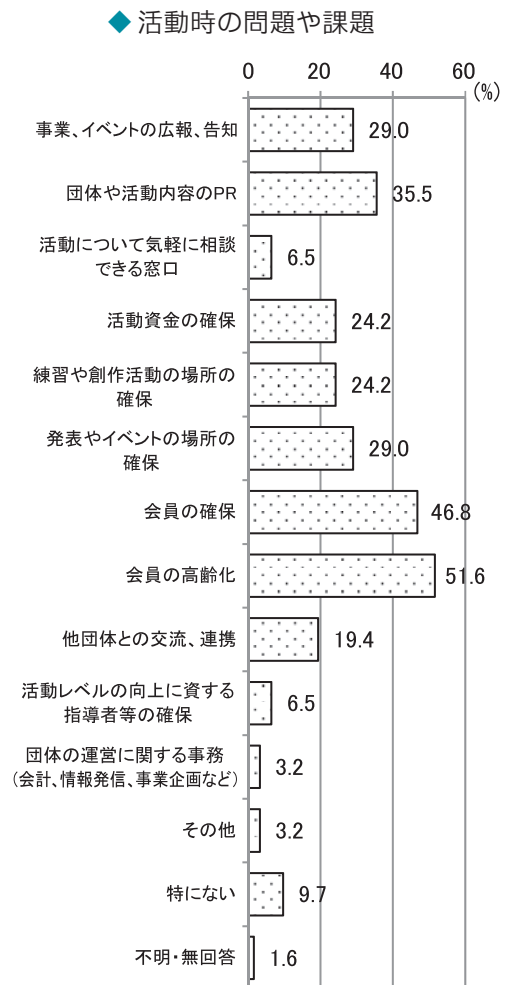
【団体運営の実態】

○活動時の課題として「会員の高齢化」が52%で最も多く、「会員の確保」「団体や活動内容のPR」があります。

○今後、自ら取り組むべきこととしては、「質の高いアーティスト・団体の招へい」「人と人をつなぐコーディネート」の順となっています。

【本市が取り組むべき文化振興施策】

○本市が取り組むべき文化振興施策として、「文化芸術に親しむ機会の拡充（創作活動、鑑賞、発表など）」が60%で最も多く、「人材の育成（次世代の担い手となる子ども・青少年の育成など）」、「摂津市の魅力向上（市民のふるさと意識の向上及びイメージアップ）」の順となっています。



(3) 団体ヒアリング調査 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【対象団体】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○せっつブルーウィングス | ○いきいき体操の会 |
| ○うきうきせっつ健歩会 | ○摂津市文化連盟 |
| ○摂津市演劇協会 | ○摂津市こども会育成連絡協議会 |
| ○摂津市文化財愛護会 | ○摂津市老人クラブ連合会 |
| ○摂津市身体障害者福祉協会 | ○摂津市国際交流協会 |
| ○摂津市音楽連盟 | ○摂津市美術協会 |

【団体の抱える問題点・課題】

- 会員数の減少や高齢化が深刻である。
- 活動や発表できる場所が少ない。
- 団体内部の交流が図れていない。また、それぞれの団体がどのような活動をしているのか分からず、交流の場もないため連携が図れない。

【今後の方向性】

- 会員を増やすため、団体の活動内容を知ってもらう活動を行っていききたい。
- 会員同士の交流の場並びに団体間相互の連携を図れる取組みを行っていききたい。
- 今後の担い手となる若手の発掘や育成を行っていききたい。

【行政に期待する支援・役割】

- 活動場所の優先確保や設備の充実を図ってほしい。
- 会員確保のため、広報等で協力してもらいたい。
- 市全体において、各団体の活動について理解を深めてもらいたい。

【計画策定の視点】

- 市内の活動団体は、会員の高齢化と会員数の減少が大きな問題となっています。団体の存続に向けて、広報等に力を入れて新たな会員を獲得することが課題となっていますが、まず会員内や他団体との連携を図り、活動に向けて組織の強化と団体間の横の結びつきの強化を行うことが大切です。
- 継続して活動をするためには、活動するための資金確保、場所の確保や施設へのアクセス改善に向けた検討が必要です。

4

文化振興の課題

本市の文化を取り巻く現状から、本市の文化振興の課題を3点で整理します。

（１）あらゆる市民が文化に親しみ、地域の特性、資源を活かした取組みを推進する

【時代の変化に対応した文化に触れる機会づくり】

あらゆる市民が文化を楽しむためには、市民が文化を鑑賞し、また創作・発表する機会が充実していることが大切であり、音楽や美術など、多様なジャンルの文化を、市民が気軽に触れられる機会づくりが求められます。

【高齢者、障害者、子育て世代等に対する機会の拡充】

高齢者や障害者、子育て世代等の方も文化活動への参加が行いやすいよう、身近な地域で創造や発表、鑑賞が出来る環境づくりを推進することが求められます。

【情報の収集・発信と共有化】

あらゆる市民が文化を鑑賞・参加するためには、文化に関する情報の収集発信体制を整備し、摂津の文化の魅力を広く発信することが大切です。

また、市民や文化関係団体の情報交換、意見交換の場の充実を図ることが求められます。

【地域資源（文化財・伝統文化・自然環境）を活かしたまちづくりの展開】

文化が持つ波及力を教育や福祉、まちづくり、観光・産業等に活用することが求められており、本市でも地域の文化財や環境を活かした事業等の地域資源を多様な分野に活用した取組みを行うことは、地域に愛着を持ち、地域をより理解することにつながることから、継続した取組みが求められます。

【文化交流活動の活性化】

国際交流により文化の多様性を認め合い、相互理解を深めるため友好都市との交流活動を支援することが重要です。また、市民や市民団体レベルでの他市町村との交流活動を支援することが求められます。

（２）次代の文化を担う人材育成と活動を支援する ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【青少年や次世代アーティストを呼び込む文化芸術環境の更なる拡充】

次代を担う青少年の豊かな感性を養い、文化を大切にする心を育てるため、多様な文化に触れ、体験し、創造する機会の充実や、次世代アーティストに対し、発表を行える文化環境を拡充させることが求められます。

【文化を支える人材の育成と団体支援・ノウハウ継承】

市民主体の文化活動を継承し、発展させるため、後継者の育成をはじめ計画的な人材育成、資質向上、団体活性化のための支援を行うことが求められます。

【スポーツ・健康づくりを通じた文化振興】

本市では、スポーツ活動団体や健康づくりグループが活発に活動されています。スポーツ活動は人々の健康増進に寄与し、生きがいづくり、交流等を促進する文化的な役割をはたしていることから、身近な地域でスポーツや健康づくりが出来るような環境づくりが求められます。

【企業連携、大学連携による文化振興に関する環境整備・人材育成】

企業が取り組む文化に関するメセナ活動¹との連携や、市内大学との連携により、文化振興に関する環境整備・人材育成が求められます。

（３）市民参画による文化振興を図り、環境整備に努める ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【文化施設を核とする文化振興の取組み】

文化活動の拠点となる文化施設の快適な環境づくり及び市民や団体が利用しやすい施設運営、施設の拡充を検討することも求められます。

【市民参画による協働の推進】

文化振興について、行政、市民、団体が同じテーマ、課題についてそれぞれの立場から知恵を出し合い、新たな価値を見出すための仕組みづくりに努めることが求められます。

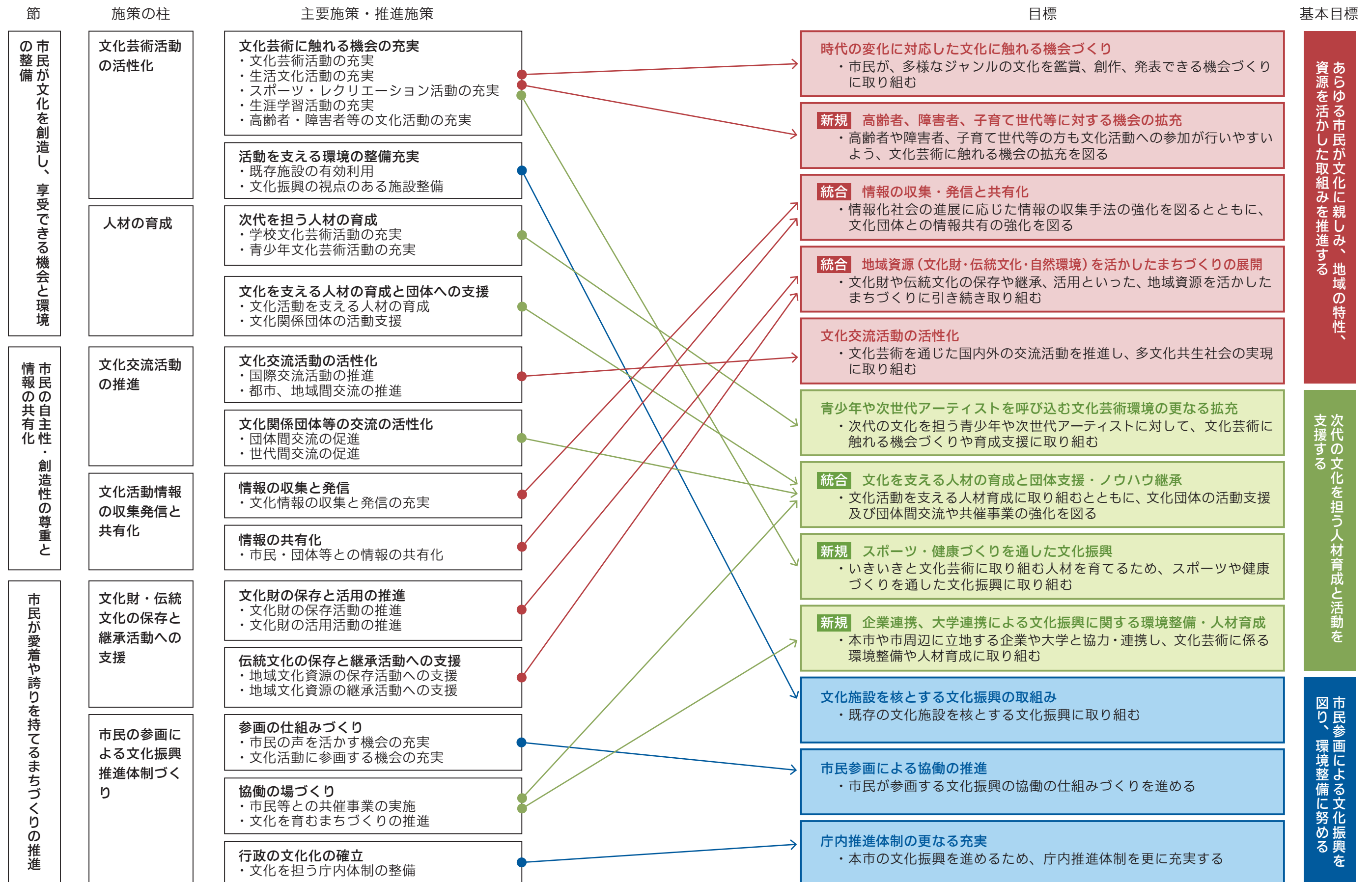
【庁内推進体制の更なる充実】

行政すべての部局で「文化性」を意識した施策の展開を図るため、庁内文化振興推進体制の充実を図ることが求められます。

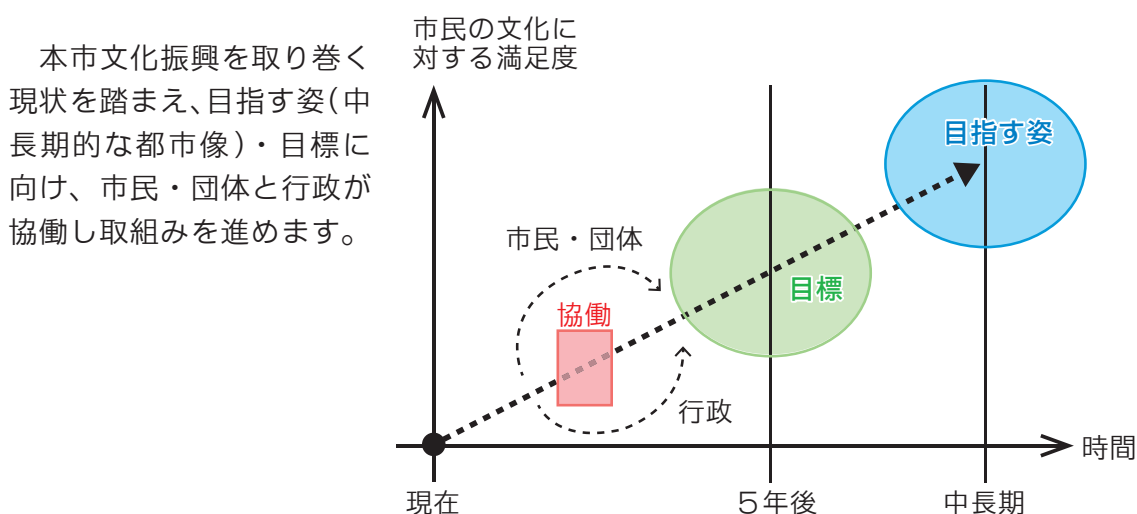
¹ メセナ活動：即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援。

第1期摂津市文化振興計画の施策に対する課題の整理

第2期摂津市文化振興計画の方向性



第3章 文化振興の目指す姿・目標と戦略



1 目指す姿（中長期的な都市像）

市民一人ひとりの暮らしの中に文化が薫るまち・摂津

本市は淀川の豊かな自然や歴史文化を活かしながら、市民主体による文化の振興に取り組んできました。この10年間においても、コミュニティプラザを新設し、市民文化ホールのリニューアル、別府コミュニティセンターの開館など、本市の文化芸術環境は拡充されつつあります。また、従来より摂津音楽祭（リトルカメリアコンクール）、市美術展、市民芸能文化祭等の各種施策・事業が実施されるなど顔が見えるコミュニティの利点を活かして、市民による手づくり文化を育んでいます。

本市の人口は、この10年間で増加傾向にあります。そのような中、本市で活躍する文化団体は、全国同様に会員数の減少や高齢化が進む中ではありますが、多様な活動に取り組んでいます。また、本市に居住する若い世代は、大阪市や周辺自治体で文化活動に取り組むなどあらゆる世代が工夫して取り組んでいます。

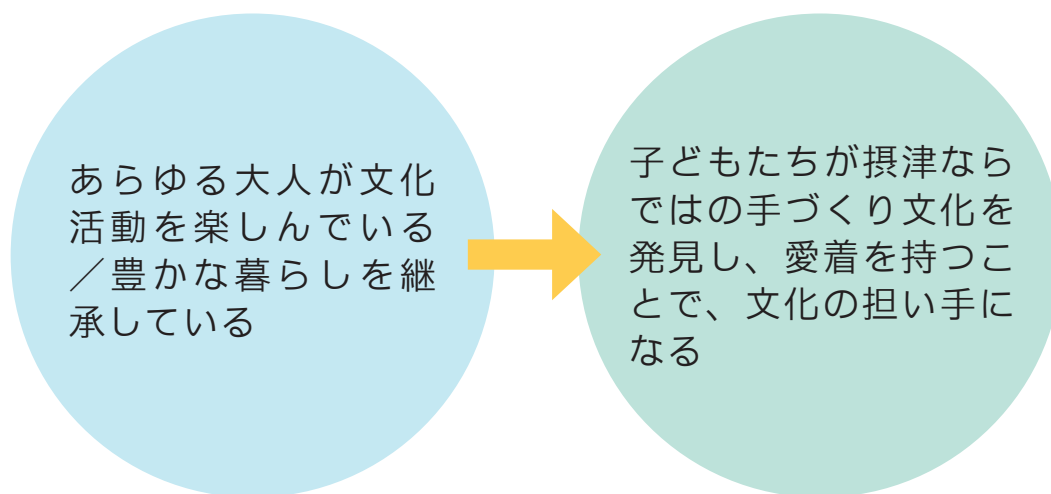
情報化社会が進展し、市民が求める文化芸術の鑑賞や体験・創造のあり方が多様に変化する中、本市が目指す文化振興の姿を再考することが大切です。本市の文化振興の根幹には、市民一人ひとりが文化活動を創造し、創造した文化活動が市民の生活や暮らしと強く結びついていたことにあります。こうした「手づくり文化」は、市域がコンパクトであり、お互いに顔が見えるコミュニティの関係性が活かされた本市ならではの文化と言えます。この本市の特性を活かして、市民一人ひとりの暮らしの中に文化が薫るまちを目指します。

2 5年後の目標

「手づくり文化」を育み、楽しむために、 市民みんなが交流するまち

市民一人ひとりの「手づくり文化」を豊かにしていくためには、本市で生まれ、また本市に転入してきた子どもたちが、将来の文化振興の担い手に育つことが重要です。子どもたちが本市の「手づくり文化」を発見し、愛着を持つことで、これからも本市に暮らしたい、住み続けたいまちを目指します。

そのためには、子どもたちを取り巻くあらゆる大人たちが交流を通じて本市の文化に親しみ、豊かな暮らしを継承している姿を子どもたちに見せることが大切です。豊かな文化のある暮らしを送る大人がいて初めて、子どもたちも本市を自慢に思い、暮らしていきたいと思うものです。



3 目標達成に向けた戦略

5年後の目標を達成するため、あらゆる市民が文化活動を楽しんでいる状態「点」から、そうした状態が生まれる環境づくり「線」、文化を活かしたまちづくり「面」へとステップアップしていく戦略を設定することとします。

上位計画である、「第4次摂津市総合計画（平成28年度～平成32年度）」の基本計画5「誰もが学び、成長できるまち」の政策3「文化・スポーツを通じて市民が元気なまちにします」の中で、施策1「市民による文化・交流活動が活発なまちにします」で計画最終年度に目標が実現している姿を確認する指標を設定しています。そのため、本計画においても、基本目標ごとに計画最終年度に目標が実現している姿を確認するための数値化した指標を同様の考え方で設定します。

【点】

あらゆる市民が文化活動を楽しんでいる

あらゆる市民が、時代の変化に対応した文化に触れる機会に恵まれ、暮らしの中で文化活動を楽しんでいることが大切です。

【線】

文化活動を行う市民を育み、文化活動の環境を醸成する

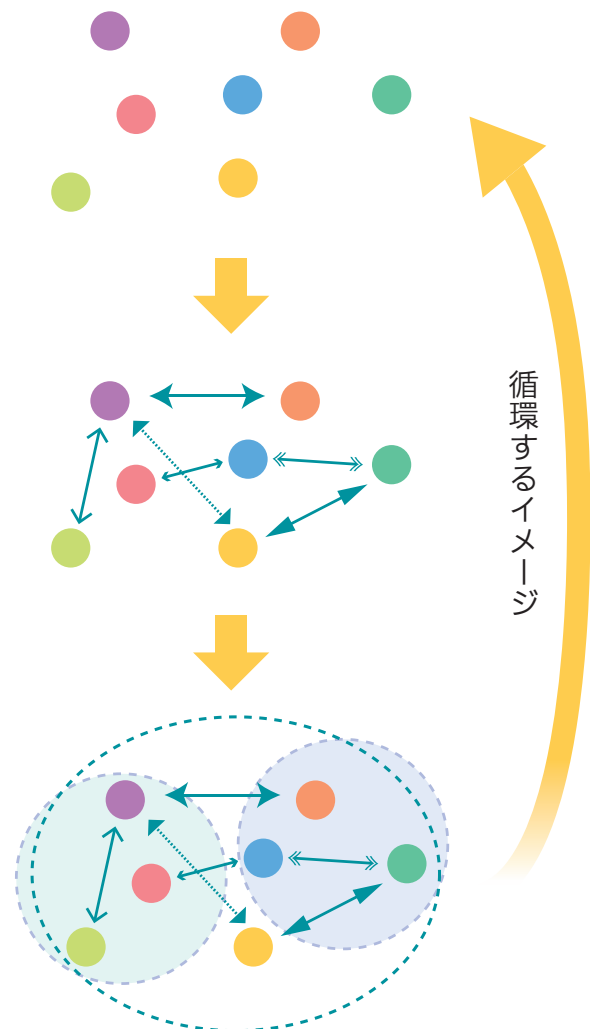
本市で文化活動を行う人々の交流を図ると共に、相互に連携し活動できる環境を整えます。

さらに、次世代アーティストの育成や、市内企業や大学との連携等を進めることも重要です。

【面】

文化活動を活かしたまちづくりが取り組まれている

本市が有する文化活動を多分野に活用していくことで、文化の力で多様な地域課題・社会課題の解決に取り組み、摂津らしさのある文化の力を今後形成していくことが求められます。



4 第2期計画の方向性

「第1期摂津市文化振興計画」の取組みの成果と課題、市民意識調査、文化関係団体意識調査、団体ヒアリングを踏まえ、さらに一層の文化振興を図るため、「第2期摂津市文化振興計画」では3つの基本目標と基本目標を達成するための施策を設定し、取組みを進めます。

【基本目標1】

あらゆる市民が文化に親しみ、地域の特性、資源を活かした取組みを推進する

【施策1】時代の変化に対応した文化に触れる機会づくり

【施策2】高齢者、障害者、子育て世代等に対する機会の拡充

【施策3】情報の収集・発信と共有化

【施策4】地域資源（文化財・伝統文化・自然環境）を活かしたまちづくりの展開

【施策5】文化交流活動の活性化

【基本目標2】

次代の文化を担う人材育成と活動を支援する

【施策1】青少年や次世代アーティストを呼び込む文化芸術環境の更なる拡充

【施策2】文化を支える人材の育成と団体支援・ノウハウ継承

【施策3】スポーツ・健康づくりを通じた文化振興

【施策4】企業連携、大学連携による文化振興に関する環境整備・人材育成

【基本目標3】

市民参画による文化振興を図り、環境整備に努める

【施策1】文化施設を核とする文化振興の取組み

【施策2】市民参画による協働の推進

【施策3】庁内推進体制の更なる充実

第4章 文化振興計画の具体的な取組み

基本目標1

あらゆる市民が文化に親しみ、地域の特性、資源を活かした取組みを推進する

本市のあらゆる市民が文化活動を楽しむために、文化に触れられる機会づくりに取り組みます。また、市民や文化団体の文化に係る情報を収集・発信し、情報面からも文化に触れられる環境づくりに取り組みます。

【目標が実現している姿を確認する指標】

指標	現状（平成28年度）	目標（平成34年度）
文化イベント等の 延来場者	12,770人	15,000人

（1）時代の変化に対応した文化に触れる機会づくり ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

あらゆる市民が文化を楽しむためには、市民が文化を鑑賞し、また創作・発表する機会が充実していることが大切です。音楽や美術など、多様なジャンルの文化を、市民文化ホールだけではなく公民館等の市民が行きやすい場所で触れる機会づくりに取り組みます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①鑑賞する機会の充実	・市民や摂津市文化連盟との協働で開催する市民芸能文化祭等を開催し、鑑賞する機会の充実を図る。 ・美術鑑賞の場の充実を図るため、市美術展の充実と摂津市美術協会が主催する展覧会等の開催を支援する。 ・全国規模の音楽コンクールである摂津音楽祭（リトルカメラリアコンクール）をはじめ市民が音楽に触れる機会の充実を図る。 ・市民文化ホールにおける鑑賞機会の充実を図るため指定管理者と連携した取組みを推進する。 ・公民館等における鑑賞機会の充実（コンサート、映画会、展示会の開催など）を図る。 ・文化関係事業を多様な媒体により発信し、鑑賞機会の充実を図る。 ・国内外で活躍する文化芸術活動の実践者を招へいし、市民が一流の演奏に触れる機会を提供する。

主な項目	具体的な取組み
②創作・発表する機会の充実	・市民芸能文化祭や市美術展等の充実を図るため、公募要項や周知方法等を工夫し、出品数や出演者増につなげる。 ・文化活動に関する発表、展示の場である市民芸能文化祭の充実を図る。 ・市民が演劇活動に参加できる機会として、摂津市演劇協会の支援、摂津市ちびっこ劇団「ひなどり」の育成に努める。 ・公民館など身近な場所での創作活動につながる文化活動関連の講座、教室などの充実を図る。 ・文化関係事業を多様な媒体により発信し、創作、発表意欲のある方が出演、出品する機会の充実を図る。

（２）高齢者、障害者、子育て世代等に対する機会の拡充 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

高齢者や障害者、子育て世代等に対して、参加しやすい環境づくりに取り組めます。

また、大企業や中小企業が多く昼夜間人口比率²が高い本市の特性を活かし、本市に関わりを持つ市外の人が本市の文化活動にもっと参加したくなる環境づくりにも取り組めます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①文化活動のバリアフリー化の促進	・あらゆる市民が利用、参加できるよう、施設面、アクセス面等の公共施設のバリアフリー化を推進する。 ・高齢者、障害者等が文化関係事業を鑑賞、創作・発表しやすいような情報提供に努める。 ・老人クラブ連合会等高齢者関係団体の文化活動を支援する。 ・障害者関係団体の文化活動を支援する。 ・摂津市国際交流協会と連携し、外国人が文化事業に参加しやすくするため、文化の情報発信手法について検討する。 ・一時保育等を実施し、子どもを持つ世帯が参加しやすい事業づくりを実施する。
②本市に関わりを持つ市外の人に対する展開	・市内企業に勤務する人にとっても参加しやすい文化事業の開催方法、情報提供方法を検討する。

² 昼夜間人口比率：常住人口 100 人あたりの昼間人口（常住人口から通勤・通学のための移動人口を増減した人口）の割合のこと。

(3) 情報の収集・発信と共有化 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

あらゆる市民が文化に触れるためには、本市で実施される文化活動に関する情報をきちんと収集し、市民に確実に届くように発信することが大切です。市民や団体の文化芸術活動の広報支援や、多様な情報媒体の活用にも取り組みます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①情報の収集・発信	・市ホームページ、市広報誌等への掲載等により市民の自主的な文化活動への参加促進や周知を図る。 ・インターネット等の多様な情報媒体での情報の収集のほか鑑賞、参加機会の周知を図る。 ・市内の文化情報をまとめたセッピイイベントガイドの充実を図る。

(4) 地域資源（文化財・伝統文化・自然環境）を活かしたまちづくりの展開 ＊＊

文化が持つ波及力を教育や福祉、まちづくり、観光・産業等に活用することが求められており、本市でも地域の文化財や自然環境を活かした事業等の地域資源を多様な分野に活用した取組みを行うことは、地域に愛着を持ち、地域をより理解することにつながることから、継続した取組みを進めます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①文化財の保存・継承	・埋蔵文化財包蔵地の周知と開発行為への適切な指導に努める。 ・市指定文化財の市立第6集会所（旧一津屋公会堂）、明和池遺跡出土土馬の保存継承に努めるとともに、新たな市指定文化財の指定を行う。 ・文化財の調査活動として、各コミュニティに伝承される地域資源や昔話等の聞き取り調査を行う。 ・本市の歴史文化や地域資源を学ぶ場として、学校での地域学習、講座の開催の充実を図る。 ・文化財を収納、展示できる施設の充実を図る。
②文化財に触れる機会の充実	・定期的な埋蔵文化財発掘調査展の開催に努める。 ・文化財に関する講座の開催、充実を図る。 ・小中学生を対象とした文化財講座、教材の充実に努める。
③自然環境を生かした取組み	・淀川河川敷や大正川等の河川を活用した文化活動に取り組む。

（５）文化交流活動の活性化 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

文化活動を通じて、市内交流や国内外の他都市との交流を図ることで、多文化共生や市の魅力発信につなげることが大切です。そのため、市民の協働事業に対する支援や、市内外国人との交流等に取り組みます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①市内各団体間交流の強化	・市民主体の協働事業の開催を支援する。 ・文化振興計画推進審議会等において、文化に関するテーマについて議論し、団体間の情報交換や意見交換の場とする。 ・文化振興の充実・発展を目的としたワーキンググループ等支援体制の構築を図る。
②多文化共生の展開・国際交流活動の推進	・中国・蚌埠（バンブー）市やオーストラリア・バンダバーグ市との文化活動を通じた交流活動の推進を図る。 ・摂津市国際交流協会の主体的な交流のほか、市民の自主的、主体的な交流活動を支援する。 ・市内外国人との交流活動として、異なる文化や生活習慣の相互理解を深めることができるよう公民館講座等の充実を図る。
③市の魅力発信の推進	・北摂７市３町で文化に関する情報交換を活発に行う。 ・摂津圏文化行政連絡協議会において、文化に関する情報交換、意見交換を行う。 ・文化関係事業を通して市の魅力を発信する。



市民芸能文化祭



摂津まつり

基本目標2 次代の文化を担う人材育成と活動を支援する

子どもや青少年に対する文化環境の充実や、文化団体間の交流強化を通じて、本市の文化活動を育む将来の担い手を確保します。また、こうした人材確保・育成や環境整備について、行政だけでなく企業や大学とも連携した取組みを進めます。

【目標が実現している姿を確認する指標】

指標	現状（平成 28 年度）	目標（平成 34 年度）
こども展覧会への 出展数	739 点	1,000 点

（１）青少年や次世代アーティストを呼び込む文化芸術環境の更なる拡充 ＊＊

本市の文化芸術を継承するためには、新たな担い手を確保・育成することが大切です。そのため子どもや青少年が文化活動に触れられる機会を充実するとともに、学校における文化環境の充実を図ります。

また、本市から次世代アーティストを輩出することを目的として、本市における公演活動の支援等に取り組めます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①青少年の文化芸術環境の充実	・子どもを対象としたこども展覧会の開催や親子コンサートなどを開催する。 ・摂津音楽祭（リトルカメラリアコンクール）に出場した若手音楽家のコンサート、本市出身の若手芸術家の事業など本市に縁のある文化芸術活動実践者と青少年の交流を図る。 ・大学生が文化関係事業の運営や情報発信に携われるような取組みを検討する。 ・地域において文学に親しむ機会を増やすため、市民図書館、鳥飼図書センターの蔵書の充実を図る。
②学校等と連携した文化芸術環境の充実	・学校教育の場において、地域の人材が子どもたちに摂津の歴史、伝統文化の地域学習に関する学習機会を提供する。 ・幼稚園や保育園等へのアーティスト派遣などを通して就学前教育施設と連携した取組みを推進する。

主な項目	具体的な取組み
③次世代アーティストの支援	・フレッシュコンサート、学校等で開催するミニコンサートなどを通して次世代アーティストの公演活動に対する支援を行う。

（２）文化を支える人材の育成と団体支援・ノウハウ継承 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

本市でこれまで活動してきた文化団体が有する知識やノウハウを、次世代の担い手に継承することが大切です。そのため、文化を支える人材の育成や、そうした人材の適材適所での活用を進めるとともに、文化団体間の交流を促進し、団体間における知識やノウハウの共有を進めます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①文化を支える人材の育成及び活用と新たな人材発掘	・ふるさと摂津案内人、ふるさと摂津案内人養成講座等を通して文化活動を支える人材の育成、支援を行う。 ・新たな文化活動を支える人材の発掘を行う。 ・市民主体の協働事業の開催を支援する。
②団体間の交流強化	・文化振興計画推進審議会において、文化に関するテーマについて議論し、団体間の情報交換や意見交換の場とする。 ・各団体の課題である役員の高齢化や後継者不足に対応するため、合同指導者研修会や情報交換会を実施するなど、各団体の継続した活動を支援する。



こどもフェスティバル

(3) スポーツ・健康づくりを通した文化振興 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

本市では、スポーツ活動団体や健康づくりグループが活発に活動されています。スポーツ活動は人々の健康増進に寄与し、生きがいづくり、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることから、身近な地域でスポーツや健康づくりが出来るような環境づくりに努めます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①誰もが楽しめるスポーツ活動の普及	・ 総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。 ・ スポーツ、レクリエーション関係団体が主催する各種スポーツ大会を支援する。 ・ 気軽に楽しめるニュースポーツの種目拡大と普及を図る。
②健康増進につながるスポーツ活動の促進	・ ウォーキングやハイキングなど手軽な健康づくり活動の促進を図る。 ・ 市独自の健康体操「わくわくやる気体操」の啓発、普及を図る。 ・ 市民の健康増進につながる各種スポーツ、健康づくり教室の充実に努める。

(4) 企業連携、大学連携による文化振興に関する環境整備・人材育成 ＊＊＊

文化環境の充実を図るためには、行政だけでなく企業や大学が一体となって、それぞれの専門性を活かしながら取り組むことが大切です。文化施設の管理運営や、新たな文化活動スペースのあり方の検討、人材の育成等について、産学官連携により取り組みます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①産学官連携による文化環境の新たな展開	・ 民間施設の空きスペースを利用した発表会や展示会を検討する。 ・ 市内大学と連携し、大学生の視点、感覚を生かした文化振興施策の充実を図る。 ・ 企業のメセナ活動を支援する。

基本目標3 市民参画による文化振興を図り、環境整備に努める

本市の文化が有する「文化力」を発信する活動拠点として市内文化関係施設の充実に努めます。また、市民、活動団体の声を文化振興に生かすとともに、行政すべての部局で「文化性」を意識した施策の展開を図ります。

【目標が実現している姿を確認する指標】

指標	現状（平成 28 年度）	目標（平成 34 年度）
団体の自主的な事業に対する後援件数	143 件	200 件

（１）文化施設を核とする文化振興の取組み ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

文化活動の拠点である市内文化施設において多くの市民、文化関係団体が創作活動、展示、発表の場として活用されています。市民や団体が利用しやすい施設運営や新たに展示、発表を行える施設整備に向けて検討します。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①文化施設の管理運営の強化	・文化芸術の鑑賞・創作スペースの有効活用、今後のあり方について検討する。
②公共施設の利用方法等の検討	・市民や団体が利用しやすい施設運営を検討する。 ・公共施設の有効活用による文化活動の拠点づくりを検討する。
③新たな施設整備に向けた取組みの検討	・新たな展示や発表を行える施設整備に向けて検討する。

（２）市民参画による協働の推進 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

文化振興推進計画審議会への市民、活動団体代表者の参画など、文化振興を市民目線での取組みとして推進するため、市民が参画しやすい環境づくりに努めます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①市民の声を活かす会議の継続的な運営	・文化振興計画推進審議会をはじめ市民が参画しやすい環境を整える。
②文化活動への参加支援	・多様な文化活動に参加、協力したい市民に対し、機会の提供を図る。

（３）庁内推進体制の更なる充実 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

庁内関係各課の連携を図り、関係各課において本計画に位置づけられた施策の推進に取り組めます。

【取組み内容】

主な項目	具体的な取組み
①推進体制づくり	・ 庁内文化振興推進委員会により、計画の進行管理を行う。 ・ 市民や団体の文化活動を支援するための方策について検討する。 ・ 市民ニーズを活かした新規事業について検討する。



市民文化ホール（愛称「くすのきホール」）



コミュニティプラザ



別府コミュニティセンター

第5章 文化振興施策の進行管理と評価

1 施策の進行管理

「第2期摂津市文化振興計画」の進行管理に当たって、庁内に設置した「文化振興推進委員会」により施策ごとに目標を定め、年次ごとに計画的な進行管理を実施します。

また、文化施設を核として、企業や大学と連携して文化振興の新たな取組みを図り、市民と行政の協働の仕組みづくりを検討します。

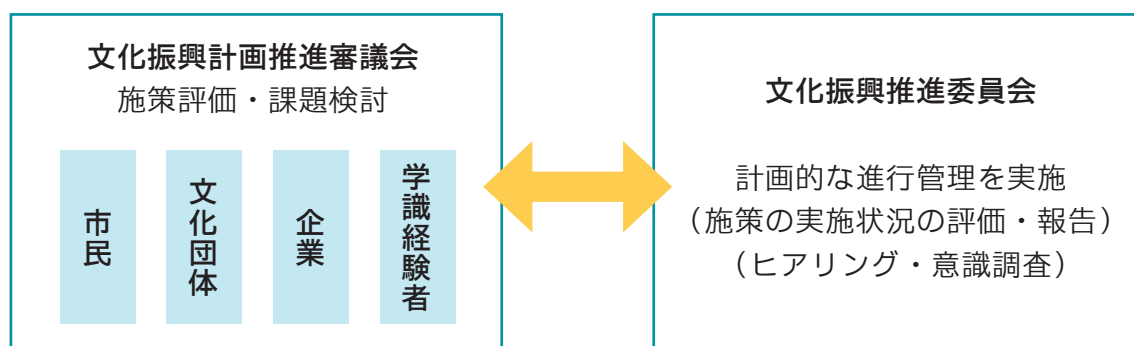
2 施策の評価

「第1期摂津市文化振興計画」から引き続き、施策の実施状況を庁内で毎年度評価・報告します。

また、文化関係団体等に対するヒアリングや意識調査を実施する方法を検討します。

3 推進体制

市民や文化団体、企業、学識経験者等の関係者で構成される「文化振興計画推進審議会」を通じて、文化振興計画の施策評価と課題検討を行います。



関係資料

1 摂津市文化振興計画推進審議会委員名簿

氏名	所属	備考
朝倉 恵子	摂津市音楽連盟	
大賀 静江	摂津市演劇協会	
太田 堯子	摂津市文化連盟	
尾崎 正敏	一般公募	
鴻池 勝彦	摂津市老人クラブ連合会	
近藤 満昭	摂津市こども会育成連絡協議会	副会長
嶋田 弘司	市内事業所代表 (株式会社カネカ 大阪工場)	
杉本 久未子	大阪人間科学大学	会長
並田 勝彦	一般公募	
仁木 裕美	大阪人間科学大学	
古谷 邦雄	摂津市文化財愛護会	
本田 佳郎	摂津市美術協会	
前田 勝子	摂津市身体障害者福祉協会	
安田 真孝	摂津市体育協会	

敬称略・50音順

2 策定の経過

開催日	会議名	審議内容
平成 29 年 6 月 23 日	第 1 回摂津市文化振興推進委員会	○第 2 期摂津市文化振興計画について ○市民・団体意識調査（案）について
平成 29 年 6 月 29 日	第 1 回摂津市文化振興計画推進審議会	
平成 29 年 8 月 3 日 ～ 8 月 28 日	市民・団体意識調査	
平成 29 年 10 月 17 日	第 2 回摂津市文化振興推進委員会	○現行計画の取りまとめについて ○市民・団体意識調査結果について ○現状と課題について
平成 29 年 10 月 30 日	第 2 回摂津市文化振興計画推進審議会	
平成 29 年 12 月 4 日	第 3 回摂津市文化振興推進委員会	○骨子（案）について ○目指す姿・目標と戦略について ○具体的な取組みについて
平成 29 年 12 月 25 日	第 3 回摂津市文化振興計画推進審議会	
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 29 日	団体ヒアリング調査	
平成 30 年 1 月 19 日	第 4 回摂津市文化振興推進委員会	○計画（案）について
平成 30 年 2 月 1 日	第 4 回摂津市文化振興計画推進審議会	○計画（案）について
平成 30 年 2 月 13 日 ～ 2 月 26 日	パブリックコメント実施	
平成 30 年 3 月 8 日	第 5 回摂津市文化振興推進委員会	○パブリックコメント結果報告 ○計画（最終案）について
平成 30 年 3 月 14 日	第 5 回摂津市文化振興計画推進審議会	○パブリックコメント結果報告 ○計画（最終案）について

3 摂津市文化振興条例

私たちは、古くから淀川の豊かな水により恩恵を受ける一方、洪水から安全と生活を守るために独自の文化をはぐくんできた。

文化は、自然との関わりや暮らしの中からつくり出されるものであり、楽しさや感動、そして生きがいを与えるとともに、心の豊かさを実現する重要なものである。

社会が急激に変化する今日、私たちが個性ある創造的な市民文化を継承し、発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の文化について考え、文化を大切にすることが求められる。

さらに、市、市民、事業者、地域団体等のそれぞれが文化の担い手として協働し、文化資源を活用した文化の振興に取り組む必要がある。

ここに、文化の薫り漂うせつつのまちづくりに向けて文化の振興に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者、地域団体等（以下「事業者等」という。）の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある市民生活を実現し、活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、市民及び事業者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることにかんがみ、これらの人々の活動を支援するとともに、地域の文化を担う人材の育成が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を策定し、市民及び事業者等と協力して、これを実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、第2条の基本理念にのっとり、その事業活動等を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(計画の策定)

第6条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「文化振興計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、文化振興計画の策定に当たっては、摂津市文化振興計画推進審議会（第17条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、文化振興計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

(平29条例6・一部改正)

(芸術文化の振興)

第7条 市は、芸術文化（音楽、美術、演劇その他の芸術に係る文化をいう。）を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第8条 市は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）及び地域文化（祭り、伝承その他の地域に係る文化をいう。）を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化の振興)

第9条 市は、スポーツが人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることにかんがみ、市民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化財の保存等)

第10条 市は、地域にある文化財の保存及び継承を図るため、文化財に関する調査、記録その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、文化財の特性及び保存に配慮しつつ、市民が文化財を理解し、親しむことができる機会の充実に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が円滑に行われるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第12条 市は、次代の社会を担う青少年の文化活動の充実を図るため、青少年が文化を鑑賞し、体験し、又は創造することができる機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯学習における文化活動の促進)

第13条 市は、生涯学習の機会における文化活動を通じて、市民が文化に対する理解を深め、豊かな感性をはぐくむことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第14条 市は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化支援活動との連携等)

第 15 条 市は、地域の文化活動の普及及び促進を図るため、市民及び事業者等による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(顕彰)

第 16 条 市は、文化活動において顕著な成果を収めた者及び文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(文化振興計画推進審議会)

第 17 条 第 6 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する事項その他文化振興計画の推進に関する重要事項について調査審議するため、摂津市文化振興計画推進審議会を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(3) 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 29 条例 6・追加)

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 29 条例 6・旧第 17 条繰下)

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。